

物価高騰対策事業に関するQ & A

【全般に関すること】

（問１）申込みから、支給の決定までどの程度時間がかかるか。

（答）受理してから、概ね３週間程度で決定します。

（問２）申込み後、いつまでに支払われるか。

（答）支給の決定後、３０日以内に指定の口座へ振り込みます。

（問３）支給された場合は、課税対象となるか。

（答）税法上の取扱いについては、税務署に確認してください。

（問４）振込口座は、法人以外でもよいか。

（答）振込み不能などを避けるため、原則、国保連の請求に使用している口座で申込みしてください。

尚、口座名義のフリガナは半角カタカナで入力してください。

法人の略称等については、電子申込システムの案内をご確認ください。

（問５）申込みの受付期間はいつか。

（答）令和７年(2025年)７月１日（火）から令和７年(2025年)９月３０日（火）までとなります。

（問６）今回の受付期間中に受けることができる給付金の支給は１回だけか。

（答）今回の受付期間中に１事業所１回限りとなります。重複して申込みがあり、お支払いした場合はご返還いただきます。

なお、豊中市が実施する物価高騰対策事業は、大阪府の事業とは別事業です。大阪府への申請とは別に、豊中市への申込みが必要です。

（問７）支給決定の通知はどのように行うか。

（答）電子申込システムを通じて申込み時に登録いただいたメールアドレス（既に登録している場合は登録アドレス）へ、給付金支給決定通知書のファイルをアップロードした旨の連絡をさせていただきます。電子申込システムトップ画面上部の「申込内容照会」ボタンをクリックし、申込み時に発行されている整理番号とパスワードを入力して、給付金支給決定通知書をファイルダウンロードしてください。電子申込システムの利用登録がお済みの事業所は、ログインして給付金支給決定通知書をファイルダウンロードください。

尚、連絡のメールは迷惑メールのフォルダに振り分けられることがありますので、事前に設定をご確認ください。

（問８）実績の報告は必要か。

（答）不要です。申込み時の入力のみとなります。

（問９）申込み時点でサービスの提供実績がない場合でも申込みは可能か？

（答）令和７年６月１日以前に豊中市の指定を受け、または届出を行っており、申込み時点で、休止・廃止ではない事業所及び施設は申込みいただけます。

令和７年６月２日以降に指定を受けた、または届出を行った事業所及び施設は対象外となります。

（問１０）高齢介護サービスの申込みフォームから障害サービスの申込みもできるか。

（答）高齢介護サービスの申込みフォームは、介護サービス事業所と高齢者福祉施設の申込みのみとなります。障害福祉サービス及び障害児通所支援事業については別に専用入力フォームがありますので、そちらから申込みください。

【電子申込みに関すること】

（問１１）申込み方法は電子申込システムでの申込みのみか。

（答）原則、豊中市電子申込システムでの申込みのみとなります。

（問１２）申込み情報に誤りがある場合は、再度、電子申込みを行ってよいか。

（答）長寿社会政策課が審査を行い、修正が必要な場合は電子申込システムを通じて連絡させていただきますので、原則再申込みは行わずお待ちください。ただし、重複申込みや急ぎ修正が必要なケースについては、事前に連絡いただき、整理番号をお伝えいただければ優先的に審査し返却処理を行います。
連絡なしで再度申込みいただきますと、重複申込みとなり給付金が支払えなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

（問１３）申込み情報を複数回送信してしまった場合は、どうすればよいか。

（答）長寿社会政策課にご連絡ください。重複申込みとなれば、給付金が支払えなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

（問１４）事業所単位ではなく、法人単位での申込みは可能か。

（答）事業所単位のみでの申込みのみとさせていただきます。お手数ですが、１事業所ずつ電子申込システムで入力してください。

（問１５）電子申込システムの利用方法がわからない場合はどうすればよいか。

（答）下記URLにアクセスし、利用方法をご確認ください。
[FAQ \(s-kantan.jp\)](http://s-kantan.jp)

（問１６）電子申込システムで申込みしたが、受付完了のメールが来ない。

（答）自動返信のため、申込み時のメールアドレスまたは設定に問題があると考えられます。
なお、メールを受信するための設定については、下記のURLをご確認ください。
[FAQ \(s-kantan.jp\)](http://s-kantan.jp) （ご利用にあたってのFAQのQ10）
自動返信メールの有無に関するお問合せにはお答えしかねます。

【事業所に関すること】

■定員について（通所系、入所系のみ）

（問１７）介護老人福祉施設で短期入所生活介護を提供している場合、定員はどのように計算するか。

（答）介護老人福祉施設と短期入所生活介護の定員を合算し、介護老人福祉施設で申込みしてください。

（問１８）介護老人保健施設において、同一事業所番号で通所リハビリテーションを提供している場合、定員はどのように計算するか。

（答）介護老人保健施設は入所系、通所リハビリテーションは通所系として、それぞれ申込みしてください。

（問１９）小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の定員は登録定員もしくは通所の定員どちらで申込みすればよいか。

（答）通所サービスの定員で申込みしてください。

（問２０）通所系サービスにおいて、複数の単位でサービス提供を実施している場合、定員はどのように計算するか。

（答）同一時間帯において実施される単位の合計定員数の最大値を入力してください。

（例）

午前２０名、午後２２名の２単位で実施している場合は２２名となります。

午前２０名、午後２２名、１日型３０名の３単位で実施している場合は、午後と１日型単位の重複時間帯が最大値となるため、５２名となります。

■対象事業所について

（問２１）介護サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所の指定を受けており、介護と障害それぞれ異なる事業所番号を持つ事業所等は、それぞれに申込み手続きができるのか。

（答）原則、１事業所として介護保険サービス等のフォームで申込みしてください。
ただし、区画が完全に分けられている（マンションの別室に事務所がある場合等）場合は、それぞれで申込むことができます。
重複して申込みがあり、お支払した場合はご返還いただきます。

（問 2 2）訪問看護事業所のサテライト事業所は申込み対象となるか。

（答）対象外となります。市内に本体事業所がある場合は、本体事業所で申込みしてください。本体事業所が豊中市外であって、サテライト事業所のみ市内に所在する場合は申込みできません。

（問 2 3）医療機関等による医療みなしでの介護サービス事業所は申込み対象となるか。

（答）対象外となります。

（問 2 4）介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供する事業所は申込み対象となるか。

（答）訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護の指定を合わせて受けている事業所は対象外となります。

介護予防・日常生活支援総合事業の従前相当サービスもしくは基準緩和型サービスのみの指定を受けている事業所は申込み対象としますので、以下のとおり選択して申込みください。

訪問介護相当サービスのみの指定	→	訪問介護
訪問型サービス A のみの指定	→	訪問介護
通所介護相当サービスのみの指定	→	通所介護
通所型サービス A のみの指定	→	通所介護